

島 根 県 報

平成22年 9 月 28 日 (火)

号外 第 163 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県人事行政の運営等の状況の公表

(人 事 課) 2

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成21年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 20年度の人件費率
平成21 年度	人 723,182	千円 575,066,112	千円 3,369,178	千円 122,026,909	% 21.2	% 24.7

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一 人 当 た り 給 与 費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成21 年度	人 13,141	千円 57,091,932	千円 11,413,941	千円 20,125,911	千円 88,631,784	千円 6,745

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

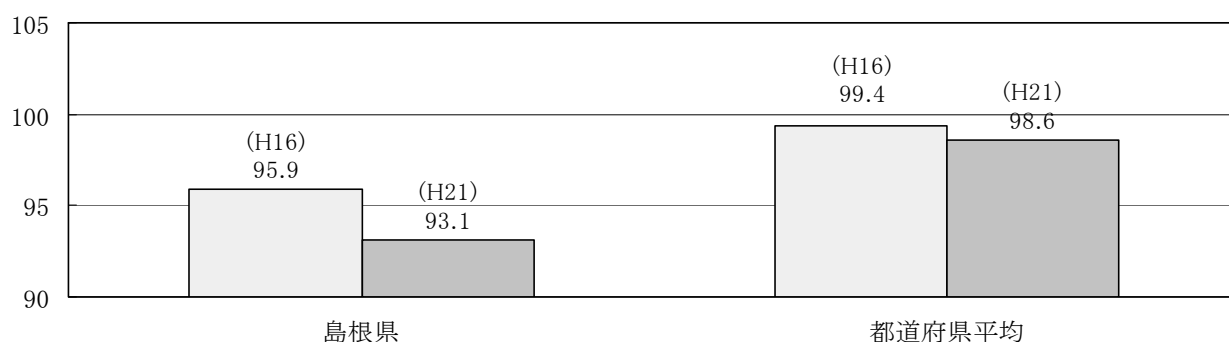
2 「職員数」は、平成21年4月1日現在の人数である。

ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）及び職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号）（以下これらを「特例条例」という。）に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
知 事	25%	25%
副 知 事	20%	20%
常 勤 の 監 査 委 員	18%	18%
病 院 事 業 管 理 者	18%	18%
教 育 長	18%	18%
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上 記 以 外 の 職 員	6%	6%、3%

エ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 93.1

（平成21年4月1日現在）

(注) 平成21年4月1日現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(2) 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成 21 年度	円 373,191	円 384,058 (359,556)	円 ▲10,867 ▲2.83% (13,635) (3.79%)	% ▲0.19	% ▲0.19	% ▲0.22

(注) 1 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

2 「公務員給与」及び「較差」の下段の () 内は、特例条例による減額後の額及び率である。

イ 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成 21 年度	月 3.65	月 4.25 (4.00)	月 ▲0.60 (▲0.35)	月 ▲0.35	月 3.90 (4.00)	月 4.15

(注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 「公務員支給月数」及び「較差」の下段の () 内は、特例条例による減額後の支給月数である。

3 「年間支給月数」の上段は管理職手当受給職員（以下「管理職員」という。）の年間支給月数であり、下段の () 内は管理職手当非受給職員（以下「非管理職員」という。）の年間支給月数である。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

(ア) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	44.3歳	326,562円	389,645円	353,353円
国	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—

(イ) 技能労務職

区 分	公務員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	年齢	平均給与月額 (B)	
島根県	50.1歳	236人	339,620円	388,172円	361,015円	—	—	—	—
うち守衛	53.4歳	3人	348,232円	377,299円	367,500円	守衛	—	—	—
うち用務員	50.1歳	54人	339,984円	385,873円	361,289円	用務員	—	—	—
うち自動車運転手	51.7歳	35人	346,673円	395,331円	367,637円	自家用乗用自動車運転手	43.9歳	271,103円	1.46
うち電話交換手	55.8歳	5人	377,369円	429,734円	403,060円	電話交換手	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(ロ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	43.7歳	365,353円	416,449円
都道府県平均	—	—	—

(エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	45.0歳	368,866円	415,510円
都道府県平均	—	—	—

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	40.1歳	316,176円	422,120円	341,772円
国	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 民間データは、島根県人事委員会が行った「平成21年職種別民間給与実態調査」において公表されているデータを使用している。

4 職種別民間給与実態調査における調査対象従業員は、常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除いている。

【参考】

職 種	民 間				参 考		
	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	A/C	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員 (D)	民 間 (E)	D/E
島根県	—	—	—	—	—	—	—
うち守衛	守衛	62.5歳	209,300円	1.80	6,107,801	2,974,900	2.05
うち用務員	用務員	54.5歳	214,000円	1.80	6,218,683	3,027,000	2.05
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	52.5歳	248,600円	1.59	6,054,581	3,685,200	1.64
うち電話交換手	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成18年～20年の3か年平均）。なお、用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載している。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たっては、用務員は賃金構造基本統計調査における「用務員」、自動車運転手は賃金構造基本統計調査における「自家用乗用自動車運転手」、守衛は賃金構造基本統計調査における「守衛」と比較しているが、年齢、業務内容等が完全に一致しているものではない。また、雇用形態についても、民間データには日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、1か月に18日以上雇用されたもの等、いわゆる非正規雇用の者も含まれている。

3 年収ベースの「公務員(D)」及び「民間(E)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当の額、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

イ 職員の初任給の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分	島 根 県	国
一般行政職	大 学 卒 172,200円 (161,868円)	172,200円
	高 校 卒 140,100円 (131,694円)	140,100円
技能労務職 (免許職)	高 校 卒 152,600円 (143,444円)	—
技能労務職 (非免許職)	高 校 卒 146,700円 (137,898円)	—
高等学校教育職	大 学 卒 192,800円 (181,232円)	—
小・中学校教育職	大 学 卒 192,800円 (181,232円)	—
警 察 職	大 学 卒 197,200円 (185,368円)	200,000円
	高 校 卒 164,700円 (154,818円)	158,100円

（注） 「島根県」の下段の（ ）内は、特例条例による減額後の額である。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大 学 卒 249,989円	283,669円	342,160円
	高 校 卒 200,459円	244,616円	282,982円
技能労務職	高 校 卒 — 円	237,124円	286,653円
高等学校教育職	大 学 卒 279,872円	324,879円	358,012円
小・中学校教育職	大 学 卒 282,985円	326,618円	352,040円
警 察 職	大 学 卒 264,916円	320,145円	357,704円
	高 校 卒 237,924円	282,176円	327,418円

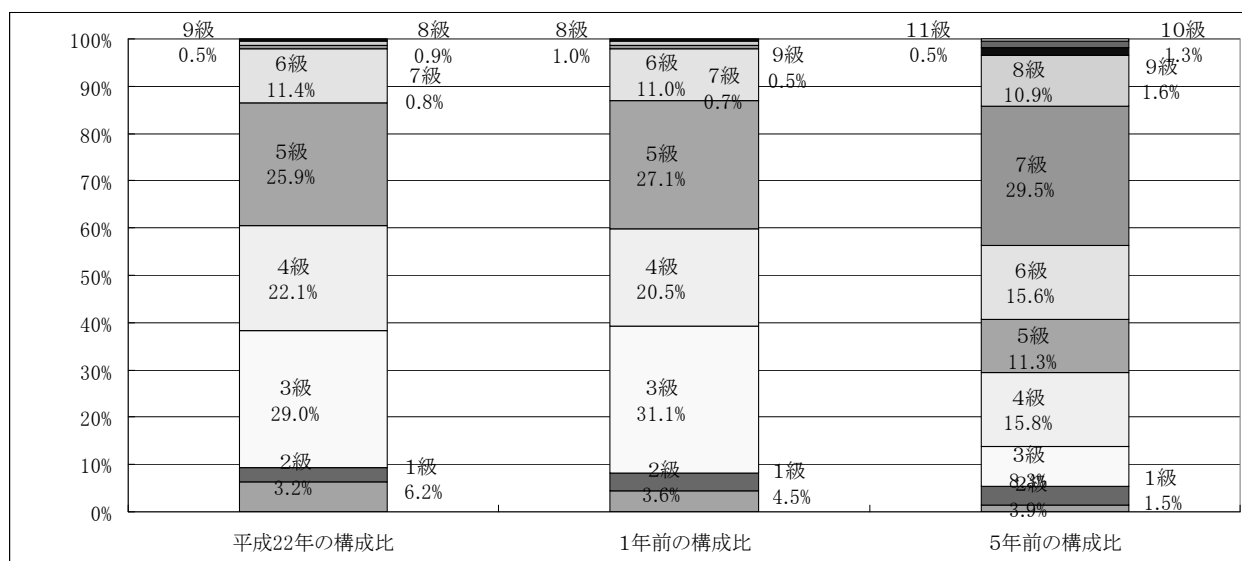
(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	230 人	6.2 %
2 級	主任主事、主任技師	117 人	3.2 %
3 級	主任	1,074 人	29.0 %
4 級	企画員	819 人	22.1 %
5 級	グループリーダー	961 人	25.9 %
6 級	課長	423 人	11.4 %
7 級	課長	28 人	0.8 %
8 級	次長	34 人	0.9 %
9 級	部長	20 人	0.5 %

(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。



(注) 平成18年に11級制から9級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

イ 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条に基づき、毎年11月1日を評定日として勤務成績の評定を実施している。

なお、平成17年6月から管理職、平成21年10月から一般職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施している。

2 昇給への勤務成績の反映状況

所属長からの内申書に基づき、5段階の区分で昇給を決定している。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県	国
1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,536千円	—
（平成21年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分（管理職員） 1.35月分 2.65月分（非管理職員） (1.4)月分 (0.70)月分	（平成21年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.75月分 1.4月分 (1.5)月分 (0.7)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年11月1日を評定日として勤務成績の評定を実施している。
なお、平成17年6月から管理職、平成21年10月から一般職を対象とした業績等に基づく人

事評価を実施している。

2 勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職については、平成18年6月期から人事評価の結果に基づき相対区分処理を行い、直近の勤勉手当支給時に区分に応じて成績率（支給月数）を決定している。

相 対 区 分	分 布 割 合	成 績 率（支給月数） ※ 6 月 期、12 月 期 と も	
		部 次 長 級	課 長 級
I	10% 以内	0.96 月	0.79 月
II	30% 以内	0.91 月	0.725 月
III	60% 以内	0.86 月	0.66 月
不良	—	0.86 月 以下	0.66 月 以下

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

島 根 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額					
6,240千円 27,450千円					

（注） 「1人当たり平均支給額」は、平成21年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在）

支 給 実 績（平成21年度）			45,480千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度）			659,129円
支給対象地域・職種	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20人	18%	18%
大阪府大阪市	11人	15%	15%
愛知県名古屋市	1人	12%	12%
広島県広島市	10人	10%	10%
岡山県岡山市	1人	3%	3%
上記以外の市町村	12,994人	0%	0%
医師・歯科医師	38人	15%	15%
平均支給率		14.9%	14.9%

（注） 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度）		527,980千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度）		78,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）		51.5%
手当の種類（手当数）		61
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		捜査特別手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		死体取扱手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		捜査特別手当

		警ら手当
オ 時間外勤務手当		
支 給 実 績 (平 成 2 1 年 度)	2,298,312千円	
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成21年度)	176千円	
支 給 実 績 (平 成 2 0 年 度)	1,896,558千円	
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成20年度)	144千円	

カ その他の手当 (平成22年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (平成21年度)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成21年度)
扶 養 手 当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の 1 人 11,000円 特定期間 (満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末まで) の子の加算 5,000円	同 じ	—	千 円 1,836,699	円 234,692
住 居 手 当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同 じ	—	千 円 623,725	円 204,768
通 勤 手 当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2 キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異 なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千 円 1,240,309	円 107,554
単 身 赴 任 手 当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算 (距離により4,000円～45,000円)	異 なる	加算額が異なる (国:距離により6,000円～45,000円)。	千 円 284,939	円 332,873
初 任 給 調 整 手 当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～410,900円	異 なる	支給対象及び支給額が異なる。	千 円 61,567	円 1,539,169
管 理 職 手 当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	千 円 755,812	円 506,237
特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額)×4%～16%	同 じ	—	千 円 193,006	円 442,675
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同 じ	—	千 円 109,402	円 184,490
へ き 地 手 当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千 円 381,999	円 385,858
へ き 地 手 当 に 準 ず	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給			千 円 49,742	円 155,443

る 手 当	支給額 給料及び扶養手当の月額×2%～4%				
定 時 制 通 信 教 育 手 当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事 する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 定時制（夜間） 1日 900円 通信制（日曜日）1日 2,400円			千 円 15,606	円 140,594
産 業 教 育 手 当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業 等に従事する教育職員に支給（実績に基づき支給） 支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円 週休日等に行われる業務 1日 600円又は1200円			千 円 41,055	円 146,626
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に 支給 最高支給限度額 15,900円			千 円 1,030,679	円 128,706
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×135/100	異 なる	勤務1時間当た りの給与額の算 出方法が異なる。	千 円 162,386	円 76,561
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×25/100	異 なる	勤務1時間当た りの給与額の算 出方法が異なる。	千 円 56,274	円 59,236
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同 じ	—	千 円 448,927	円 165,047
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000 円)	同 じ	—	千 円 11,798	円 92,898
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、 調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指 導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千 円 40,041	円 190,670
災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方 公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
武 力 攻 撃 災 害 等 派 遣 手 当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措 置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派 遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし

(6) 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等	
給 料	知 事		960,000円	(1,280,000円)
	副 知 事		800,000円	(1,000,000円)
	議 長		768,000円	(960,000円)
報 酬	副 議 長		709,750円	(835,000円)
	議 員		654,500円	(770,000円)
期 末 手 当	知 事		(平成21年度支給割合)	
	副 知 事		2.95月分	
	議 長		(平成21年度支給割合)	
	副 議 長		2.95月分	

退職手当	議 員		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事		128万円×在職月数×0.6	3,686.4万円	任期毎
	副 知 事		100万円×在職月数×0.43	2,064万円	任期毎
	備 考		知事について10%、副知事については5%のカットを実施		

(注) 1 「給料」及び「報酬」の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 「退職手当」の「(1期の手当額)」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成21年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	21	23	▲ 2	事務事業の見直し
	議 総 務	540	554	▲ 14	事務事業の見直し
	税 務 生 産 衛 生 働 農 林 水 産 商 工 土 木	116	119	▲ 3	事務事業の見直し
		240	246	▲ 6	事務事業の見直し
		467	465	2	欠員補充、育休代替職員増
		67	66	1	
		965	980	▲ 15	公共事業の削減
		172	172	0	
		853	878	▲ 25	公共事業の削減
	計	3,441	3,503	▲ 62	(参考：人口10万人当たり職員数 475.81人)
部 門	教育部門	7,853	7,858	▲ 5	生徒数減による学級数の減少
	警察部門	1,782	1,781	1	欠員補充、育休代替職員増
	小 計	13,076	13,142	▲ 66	(参考：人口10万人当たり職員数1,808.12人)
	公営企業等部門	960	930	30	看護師等の増
小 計	病 院	28	28	0	
	水 道	20	19	1	
	下水道	62	62	0	
	その他	1,070	1,039	31	
合 計		14,146 [15,530]	14,181 [15,524]	▲ 35 [6]	(参考：人口10万人当たり職員数1,956.08人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

イ 職員の任免に関する状況

(7) 平成22年度及び平成21年度の職種別採用者数

区 分		平成22年度	平成21年度	
		H22. 4. 1	H21. 4. 1	H21. 4. 2 ～H22. 3. 31
職 種				
一般行政職		91人	67人	37人
警察職		49	67	30
高等学校教育職		53	59	
小中学校教育職		153	129	
その他	海事職	2	3	
	研究職	9	6	1
	医療職	3	6	9
	技能労務職			
	その他	35	44	64
計		395	381	141

(注) 1 職種区分は、「平成22年度地方公務員給与実態調査」による。

2 職種区分の「その他」のうちの、「その他」とは、企業局職員、病院局職員等である。

3 職種区分の「一般行政職」のうちの「H21. 4. 2～H22. 3. 31」には、育休代替職員を含む(一般行政職35名)。また、「研究職」、「医療職」及び「その他」のうちの「H21.

4. 2 ～ H22. 3. 31」には、育休代替職員を含む（研究職 1 名、医療職 4 名及びその他 2 名）。

(イ) 平成 21 年度職種別事由別離職者数

(単位：人)

職 種	区 分	合 計	定 年 退 職	勸 奨 退 職	普 通 退 職	そ の 他				
						分 限 免 職	懲 戒 免 職	失 職	死 亡 退 職	再 任 用 後 の 離 職 者
一般行政職		162	88	56	18					
警察職		78	30	13	32				3	
高等学校教育職		70	45	11	9	1	2		2	
小・中学校教育職		135	71	33	27				4	
そ の 他	海事職	2	1		1					
	研究職	10	8	1	1					
	医療職	21	8	6	6				1	
	技能労務職	14	13						1	
	その他	67	9	19	38				1	
計		559	273	139	132	1	2		12	

(注) 1 職種区分は「平成 22 年度地方公務員給与実態調査」による。

2 職種区分の「その他」のうちの「その他」とは、企業局職員、病院局職員等である。

3 「勸奨退職」とは、任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて離職することをいう。

4 「普通退職」とは、自己都合により離職することをいう。

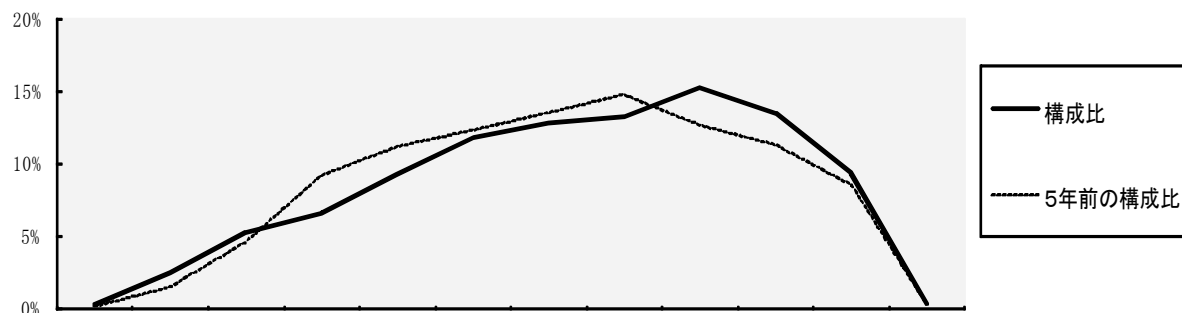
5 「分限免職」とは、地方公務員法第 28 条第 1 項の事由により分限処分を受けて離職することをいう。

6 「懲戒免職」とは、地方公務員法第 29 条第 1 項の事由により懲戒処分を受けて離職することをいう。

7 「失職」とは、職員が法定の欠格事項（地方公務員法第 16 条各号（第 3 号を除く。）に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するもの）に該当して離職することをいう。

8 「再任用後の離職者」とは、地方公務員法第 28 条の 4 及び第 28 条の 5 の規定に基づき再任用され、その任期が満了したことにより離職することをいう。

ウ 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）



	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	
区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 33	人 346	人 743	人 929	人 1,311	人 1,663	人 1,810	人 1,877	人 2,161	人 1,902	人 1,326	人 45	人 14,146

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

(7) 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 15,013	人 13,742	人 1,271	% 8.5

（参考1）「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日総務事務次官通知）」により作成した「県行政に関する集中改革プラン」における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	総定員（一般行政部門＋特別行政部門＋公営企業等）ベースで8.5%の減

（参考2）平成17年3月に策定公表した1,000人の定員削減計画における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成15年4月1日	平成24年4月1日	一般行政部門及び特別行政部門（教員、警察官等を除く。）で1,000人の純減（▲20%）

オ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分 部門		平成17年 計画始期	平成18年 1年目	平成19年 2年目	平成20年 3年目	平成21年 4年目	平成22年 5年目	平成18～ 22年計	（参考） 数値目標
一般行政	職員数	3,917	3,795	3,717	3,617	3,503	3,441	—	3,460
	増減		▲122	▲78	▲100	▲114	▲62	▲476 (104.2%)	▲457
教育	職員数	8,379	8,277	8,026	7,945	7,858	7,853	—	7,562
	増減		▲102	▲251	▲81	▲87	▲5	▲526 (64.4%)	▲817

警 察	職員数	1,755	1,751	1,778	1,764	1,781	1,782	—	1,758
	増 減		▲4	27	▲14	17	1	27 (—)	3
公営企業 等 会 計	職員数	962	981	962	962	1,039	1,070	—	962
	増 減		19	▲19	0	77	31	108 (—)	0
計	職員数	15,013	14,804	14,483	14,288	14,181	14,146	—	13,742
	増 減		▲209	▲321	▲195	▲107	▲35	▲867 (68.2%)	▲1,271

(注) 1 計画期間は、平成17年～22年の5年間である。

2 () 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(8) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(7) 総括

a 企業局職員給与の特記事項

現在企業局職員の給与については、島根県企業局職員の給与の特例に関する規程（平成15年島根県公営企業管理規程第3号）に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

b 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程度の削減を行うこととしている。

(i) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成20年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成21 年度	千円 886,757	千円 193,100	千円 225,391	% 25.4	% 27.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成21 年度	人 28	千円 107,854	千円 24,065	千円 40,686	千円 172,605	千円 6,164

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成22年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	43.7歳	341,671円	513,706円
(参考) 一般行政職	44.3歳	339,882円	510,337円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (水 道 事 業)	島 根 県
1人当たり平均支給額（平成21年度）	1人当たり平均支給額（平成21年度）

1,453千円		1,536千円	
(平成21年度支給割合)		(平成21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分 (管理職員)	1.35 月分	2.55 月分 (管理職員)	1.35 月分
2.65 月分 (非管理職員)		2.65 月分 (非管理職員)	
(1.4) 月分	(0.70) 月分	(1.4) 月分	(0.70) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5～20%	役職加算	5～20%
管理職加算	15～25%	管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成22年4月1日現在)

島 根 県 (企 業 局 職 員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額	6,240千円	27,450千円

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成19年度から平成21年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成21年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成22年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成22年4月1日現在)

支給総額（平成21年度）		848千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度）		70,650円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）		42.9%	
手当の種類（手当数）		4	
手当の名称	特殊現場作業従事手当 夜間特殊業務手当	水質検査業務従事手当	用地等交渉手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成21年度)	6,825千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度)	310千円
支給実績 (平成20年度)	6,332千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度)	275千円

(f) その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間 (満16歳年度初めから満22歳年度末) の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 5,285	円 264,225

住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同 じ	—	千 円 1,156	円 165,143
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異 なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千 円 3,849	円 167,333
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異 なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～410,900円	異 なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千 円 3,321	円 553,480
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特設公署に勤務する職員に支給 支給額（特設公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額）×4%～16%	同 じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特設公署又は準特設公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同 じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異 なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千 円 1,004	円 77,260
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異 なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千 円 1,083	円 120,289
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同 じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同 じ	—	実績なし	実績なし

(ウ) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成20年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成21	千円	千円	千円	%	%

年度	196,513	▲ 32,511	42,638	21.7	23.1
----	---------	----------	--------	------	------

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 21 年度	人 6	千円 19,648	千円 6,207	千円 7,351	千円 33,206	千円 5,534

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成 22 年 3 月 31 日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	37.9 歳	309,381 円	461,203 円
(参考) 一般行政職	44.3 歳	339,882 円	510,337 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（工業用水道事業）		島 根 県	
1 人当たり平均支給額（平成 21 年度） 1,225 千円		1 人当たり平均支給額（平成 21 年度） 1,536 千円	
(平成 21 年度支給割合) 期末手当 2.55 月分（管理職員） 2.65 月分（非管理職員） (1.4) 月分		(平成 21 年度支給割合) 期末手当 2.55 月分（管理職員） 2.65 月分（非管理職員） (1.4) 月分	
勤勉手当 1.35 月分 (0.70) 月分		勤勉手当 1.35 月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

島 根 県（企業局職員）			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1 人当たり平均支給額 29,072 千円			1 人当たり平均支給額 6,240 千円 27,450 千円		

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1 人当たり平均支給額」は、平成 19 年度から平成 21 年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1 人当たり平均支給額」は、平成 21 年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支給総額（平成 21 年度）	382 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （平成 21 年度）	95,555 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成 21 年度）	66.7 %
手当の種類（手当数）	4

手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当
-------	---

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成 21 年度）	1,921 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 21 年度）	320 千円
支給実績（平成 20 年度）	1,509 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 20 年度）	251 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成 21 年度）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 （平成 21 年度）
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 配偶者のない場合の 1 人 11,000 円 特定期間（満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末まで）の子の加算 5,000 円	同じ	—	千円 1,516	円 303,200
住居手当	借家・借間居住者 家賃 23,000 円以下の場合 家賃 - 12,000 円 家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円 + 1/2 × (家賃 - 23,000 円)	同じ	—	千円 354	円 118,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000 円 交通用具使用者 2 キロ～78 キロ以上 2,100 円～42,600 円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 731	円 182,700
単身赴任手当	支給額 23,000 円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が 80 キロ以上の場合加算（距離により 4,000 円～45,000 円）	異なる	加算額が異なる （国：距離により 6,000 円～45,000 円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 2,000 円～410,900 円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600 円～130,300 円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特設公署に勤務する職員に支給 支給額（特設公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2＋その月の給料及び扶養手当の月額）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特設公署又は準特設公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務 1 時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 705	円 176,356

夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給 与額×25/100	異 なる	勤務1時間当た りの給与額の算 出方法が異なる。	千 円 598	円 149,438
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同 じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ り週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000 円)	同 じ	—	実績なし	実績なし

(エ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成20年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成21 年度	千円 1,420,134	千円 54,083	千円 421,307	% 29.7	% 34.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成21 年度	人 50	千円 199,490	千円 42,048	千円 75,861	千円 317,399	千円 6,348

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成22年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	43.7歳	335,666円	528,999円
(参考) 一般行政職	44.3歳	339,882円	510,337円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (電 気 事 業)		島 根 県	
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,517千円		1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,536千円	
(平成21年度支給割合) 期末手当	勤勉手当	(平成21年度支給割合) 期末手当	勤勉手当
2.55月分(管理職員)	1.35月分	2.55月分(管理職員)	1.35月分
2.65月分(非管理職員)		2.65月分(非管理職員)	
(1.4)月分	(0.70)月分	(1.4)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(平成22年4月1日現在)

島 根 県 (企 業 局 職 員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分

勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
29,072 千円			6,240 千円		
			27,450 千円		

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成19年度から平成21年度までの間に勧奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成21年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給総額（平成21年度）	1,931 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成21年度）	77,228 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成21年度）	50.0%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度）	16,131 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度）	375 千円
支給実績（平成20年度）	12,940 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度）	288 千円

(f) その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成21年度）	支給職員1人当たり平均支給年額 （平成21年度）
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 配偶者のない場合の1人 11,000 円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000 円	同じ	—	千円 8,185	円 255,781
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円＋1/2×（家賃－23,000円）	同じ	—	千円 602	円 66,889
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000 円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 5,270	円 119,769
単身赴任手当	支給額 23,000 円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる （国：距離により6,000円～45,000円）。	千円 1,308	円 261,600
初任給調整手	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし

当	支給額(月額)	2,000円～410,900円				
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額	41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 3,928	円 654,650
特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額)×4%～16%		同 じ	—	実績なし	実績なし
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%		同 じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100		異 なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 2,332	円 122,754
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100		異 なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 2,361	円 131,194
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円		同 じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)		同 じ	—	実績なし	実績なし

イ 病院局

(7) 総括

a 病院局職員給与の特記事項

現在病院局職員の給与については、島根県病院局職員の給与の特例に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第7号）に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

b 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(i) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成20年度の総費用に占める職員給与費比率
平成21年度	千円 19,847,173	千円 602,922	千円 7,813,691	% 39.4	% 37.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	

平成 21 年度	人 933	千円 3,421,650	千円 1,543,846	千円 1,203,814	千円 6,169,310	千円 6,612
-------------	----------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-------------

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成 22 年 3 月 31 日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	43.8 歳	537,253 円	1,300,077 円
看 護 師	33.8 歳	263,726 円	393,131 円
事務職員	40.8 歳	315,966 円	499,566 円
(参考) 一般行政職	44.3 歳	339,882 円	510,337 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (病 院 事 業)		島 根 県	
1 人当たり平均支給額（平成 21 年度） 1,214 千円		1 人当たり平均支給額（平成 21 年度） 1,536 千円	
(平成 21 年度支給割合) 期末手当 2.55 月分（管理職員） 2.65 月分（非管理職員） (1.4) 月分		(平成 21 年度支給割合) 期末手当 2.55 月分（管理職員） 2.65 月分（非管理職員） (1.4) 月分	
勤勉手当 1.35 月分 (0.70) 月分		勤勉手当 1.35 月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

島 根 県 (病 院 事 業)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20% 加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20% 加算）		
1 人当たり平均支給額	1,869 千円	25,198 千円	1 人当たり平均支給額	6,240 千円	27,450 千円

(注) 「島根県（病院事業）」の「1 人当たり平均支給額」は、平成 21 年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1 人当たり平均支給額」は、平成 21 年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（平成 21 年度）		92,554 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 21 年度）		764,911 円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	15%	121 人	0%
県内全市町村	0%	839 人	0%

(d) 特殊勤務手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支給総額（平成 21 年度）	303,160 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 21 年度）	341,012 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 21 年度）	95.6%
手当の種類（手当数）	13
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当

	防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 医師手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 浄化槽管理業務従事手当
--	--

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成 21 年度）	492,204 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 21 年度）	528 千円
支給実績（平成 20 年度）	406,527 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 20 年度）	469 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成 21 年度）	支給職員 1 人当たり平均支給年額 （平成 21 年度）
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 配偶者のない場合の 1 人 11,000 円 特定期間（満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末まで）の子の加算 5,000 円	同じ	—	千円 64,675	円 191,347
住居手当	借家・借間居住者 家賃 23,000 円以下の場合 家賃 - 12,000 円 家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円 + 1/2 × (家賃 - 23,000 円)	同じ	—	千円 98,938	円 237,262
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000 円 交通用具使用者 2 キロ～78 キロ以上 2,100 円～42,600 円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 47,975	円 72,470
単身赴任手当	支給額 23,000 円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が 80 キロ以上の場合加算（距離により 4,000 円～45,000 円）	異なる	加算額が異なる （国：距離により 6,000 円～45,000 円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 2,000 円～410,900 円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 454,135	円 3,816,261
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600 円～137,700 円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 27,369	円 684,221
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特設公署に勤務する職員に支給 支給額（特設公署異動時の給料及び扶養手当の月額 × 1/2 + その月の給料及び扶養手当の月額） × 4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特設公署又は準特設公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額 × 2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務	支給額 休日勤務時間数 × 勤務 1 時間当たりの給	異なる	勤務 1 時間当た	千円	円

務 手 当	与額×135/100		りの給与額の算出方法が異なる。	11,724	42,945
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異 なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千 円 77,121	円 125,400
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同 じ	—	千 円 96,535	円 457,513
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同 じ	—	千 円 337	円 28,083

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間

ア 職員の勤務時間（標準）

1 週間の正規 の勤務時間	1 日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00	

（参考） 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）、職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）、職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）及び職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）（知事部局等、教育委員会、警察本部）

イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1 年（※暦年）につき 20 日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めたときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めたときは、結核性疾患 1 年、人事委員会規則で定める特定の疾患 180 日、その他の疾患 90 日の期間是有給休暇
夏季休暇	7 月から 9 月までの間に 4 日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2 日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 → 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 → 出産日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7 日以内 妻の出産：3 日以内 忌引：配偶者 10 日以内、父母 7 日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々 1 日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6 月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
特別休暇	特別休暇は、風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後 3 年に達しない生児を育てる場合（育児時間）等、特定の事由がある場合に限って与える

（参考） 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）、職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）、島根県企業局職員就業規程（昭和48年公営企業管理規程第2号）、島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）

ウ 特別休暇の種類（主なもの）

種 類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5 日以内
育児時間	満 1 歳まで 1 日 120 分以内、満 1 歳～3 歳まで 60 分以内（30 分を単位として 2 回に分けて取得可）満 1 歳まで：1 日 2 回それぞれ 60 分以内
男性職員の育児参加のための休暇	5 日以内
子の看護のための休暇	5 日以内（中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は 10 日以内）
就業禁止（安衛法第 68 条）	必要と認める期間
妊娠障害（つわり）	2 週間以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分状況

ア 分限処分者数

知事部局等

処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
処分事由					
勤務実績がよくない場合 （地公法第 28 条第 1 項第 1 号）	0	0	0	0	0

心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	39	0	39
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	39	0	39

教育委員会

処分事由 \ 処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	1	86	0	87
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	1	86	0	87

(注) 県費負担教職員含む

警察本部

処分事由 \ 処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	18	0	18
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	18	0	18

イ 懲戒処分者数

知事部局等

処分事由 \ 処分の種類	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	1	0	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	0	1	0	0	1

教育委員会

処分事由 \ 処分の種類	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	1	2	2	4	9
職務上の義務に違反し又は職務を	3	2	0	0	5

怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	4	4	2	4	14

(注) 県費負担教職員含む

警察本部

処分事由 \ 処分の種類	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数 a (日)	総取得日数 b (日)	全対象職員数 c (人)	平均取得日数 b/c (日)	消化率 b/a (%)
知事部局等	165,104	41,304	4,288	9.6	25.0
教育委員会	106,848	30,315	2,777	10.9	28.4
警 察 本 部	67,746	11,167	1,773	6.3	16.5
合 計	339,698	82,786	8,838	9.4	24.4

(注) 対象期間：暦年（平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日）

イ 育児休業等の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
知事部局等	男性職員	2	0	0
		0	0	
	女性職員	81	3	0
		69	8	
教育委員会	男性職員	3	1	0
		0	0	
	女性職員	119	3	3
		140	1	
警 察 本 部	男性職員	0	0	0
		0	0	
	女性職員	12	0	0
		8	0	
計		217	7	3
		217	9	

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成 21 年度に新たに育児休業（部分休業）もしくは育児短時間勤務を取得した者、下段には育児休業（部分休業）の期間が平成 20 年度から 21 年度にかけて引き続いてる者の数。

ウ 介護休暇の取得状況

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
		全日型 中 心	時間型 中 心

知事部局等	男性職員	0	0	0
	女性職員	1	1	0
教育委員会	男性職員	1	1	0
	女性職員	10	10	0
警 察 本 部	男性職員	0	0	0
	女性職員	0	0	0
	計	12	12	0

		介護休暇承認期間					
		1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え
知事部局等	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	0	0	0	0	0	1
	女性職員	5	1	0	0	2	3
警 察 本 部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
	計	5	1	0	0	2	4

エ 自己啓発休業・修学部分休業の取得状況

		自己啓発休業 取得者数	修学部分休業 取得者数
知事部局等	男性職員	0	0
	女性職員	1	1
教育委員会	男性職員	0	0
	女性職員	1	0
警 察 本 部	男性職員	0	0
	女性職員	0	0
	計	2	1

(4) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

ア 研修の状況

一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	4	29	161	市町村職員含む
採用 2 年目	1	1	29	
一般職員第Ⅰ課程	3	6	104	市町村職員含む
一般職員第Ⅱ課程	7	14	189	市町村職員含む
主任	3	6	100	
中堅職員	8	16	286	市町村職員含む
新任係長	3	6	99	市町村職員対象
新任企画員	3	6	122	
新任 G L	8	12	283	
新任課長補佐	2	4	85	市町村職員対象
新任課長	5	10	164	市町村職員含む
選択研修	43	69	1, 395	23 講座（法務能力開発等）市町村職員含む

教育職員（教育センター）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	13	29	742	第Ⅰ回～第Ⅶ回、宿泊研修会
経験者	13	21	827	6 年目研修、11 年目研修
管理職	26	31	1, 641	新任校長・教頭、校長・教頭
各主任等	30	31	1, 772	特殊教育専任教員研修、教務主任研修
テーマ研修	28	32	1, 115	学校栄養職員研修、体育科実技研修等
能力開発	73	100	2, 377	教科等、生徒指導等、情報教育

(注) 対象：小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校、幼稚園

警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	3	667	78	短期課程（6 月）、長期課程（10 月）
一般職員初任科	1	27	13	警察主事対象
初任総合	3	200	82	短期課程（2 月）、長期課程（3 月）
警部補・巡査部長任用科	1	12	19	
部門別任用科	4	80	43	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	27	180	309	交通事故事件捜査、被害者支援等

イ 勤務成績の評定状況

区 分	項 目	評定回数	評定時期	評定対象者数
知事部局等	人事評価（管理職）	2	21 年 10 月、22 年 3 月	515 人
	勤務評定（一般職）	1	21 年 11 月	3,770 人
教育委員会	人事評価（管理職）	2	21 年 9 月、22 年 3 月	108 人
	勤務評定（一般職）	1	21 年 11 月	550 人
	勤務評価（県立学校教育職員）	1	22 年 2 月	1,993 人
	勤務評価（市町村立教育職員）	1	22 年 2 月	4,931 人
警 察	勤務評定	1	21 年 12 月	1,652 人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況 区 分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任者数	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数
知事部局等	6	6	6	6	17	15	21	53	53
教育委員会	0	0	0	0	31	31	31	32	32
警 察 本 部	0	0	0	0	8	8	12	5	5

選任状況 区 分	産 業 医				委 員 会				
	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任者数	実専任者数	衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生委員会として設置している事業場数
知事部局等	17	17	17	12	設置すべき 事業場数	うち設置 事業場数	設置すべき 事業場数	うち専任 事業場数	6
教育委員会	31	31	31	31	31	31	0	0	0
警 察 本 部	8	8	8	8	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費

知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行った。	43,819
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	3,292
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施した。	33

メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	5,628
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	34,769
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規定に基づき職員に被服(作業衣、白衣等)を貸与した。	3,892
合 計		91,433

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行った。	2,434
健康相談・指導事務	教職員が病気の予防や健康に対しての適切なアドバイスが受けられるように、講習会や健康相談等を実施した。	523
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるよう、専門相談や研修会等を実施した。	4,365
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施した。	26,953
合 計		34,275

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	6,169
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施した。	561
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施した。	217
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプラン講座等を実施した。	125
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	19,947
合 計		27,019

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類 (法定検診)	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
定期健康診断	2,474	2,394	3,551	3,551	1,238	1,237
採用時健康診断	124	124	176	176	95	95
結核健康診断	2	2	0	0	0	0

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 21 年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成 21 年度中において人事委員会からは是正の指示はなかった。

3 人事委員会の報告について

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験

(7) 採用試験

a 試験実施概要

試験の 種 類	試 験 区 分	受 験 資 格	試 験 日 程			試 験 内 容	
			受 付 期 間	第1次 試 験	第2次 試 験	第 1 次試験	第 2 次試験
大学卒業 程度試験	行政・心理・児童福祉・食品衛生・農業・林業・水産・農業土木・土木・建築・化学・原子力・埋蔵文化財保護・警察事務	昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 昭和63年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成22年3月31日までに卒業見込みの者	5月12日から 6月5日まで	6月28日	7月26日から 7月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 五肢択一式及び記述式 (埋蔵文化財保護)	人物試験 個別面接 集団討論 (行政) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築)
高校卒業 程度試験	一般事務・土木・学校事務(出雲)・学校事務(石見)・警察事務	(学校事務) 昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 (学校事務を除く試験区分) 昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者	8月3日から 9月4日まで	9月27日	10月25日から 10月27日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (土木)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許 職 試 験	保健師	昭和55年4月2日以降生まれた者で、保健師の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)	8月3日から 9月4日まで	9月27日	10月25日から 10月27日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	臨床検査技師	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師	同上	同上	同上	同上	同上

		の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)					
	診療放射線技師	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	精神保健福祉士	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、精神保健福祉士の免許を有するもの(取得見込みの者を含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	司書	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有するもの(取得見込みの者を含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	作業療法士	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、作業療法士の資格を有するもの(取得見込みの者を含む)	12月8日から 1月12日まで	1月31日	なし	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査	
地区別採用試験	一般事務(石見地区)	昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者	10月1日から 10月28日まで	11月15日	12月13日	教養試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
警察官	警察官	昭和50年4月2日	3月23日	5月10日	6月21日	教養試験	人物試験

(10月採用・大学卒)試験		から昭和62年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業したもの(9月30日までに卒業見込みの者を含む) 昭和62年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者 (9月30日までに卒業見込みの者を含む)	から 4月22日まで		から 6月23日まで	五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官 (大学卒) 試験	警察官	(男性・女性) 昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業したもの(卒業見込みの者を含む) 昭和63年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者(卒業見込みの者を含む) (武道A) 次のア又はイに該当し、かつ次のウに該当する者 ア 昭和58年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大	5月8日から 6月12日まで	7月12日	8月23日から 8月26日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 (武道Aは身体検査のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道A)

		学を卒業したもの (卒業見込みの者を含む) イ 昭和63年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者(卒業見込みの者を含む) ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者					
警 察 官 (高校卒業程度) 試 験	警 察 官	(男性・女性) 昭和51年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) (武道B) 次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた男性(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者(柔道は、平成22年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上)	7月13日から 8月7日まで	9月20日	11月1日から 11月2日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査 (武道Bは身体検査のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道B)

b 試験実施結果

試験 種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率(D)/(B)	最終合格率 (B)/(D)	採用者数 H22.5.1現在
					計					計					計						
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他			
大 学 卒 業 程 度	行 政	男	233	164	1	2	167	71.7%	48				48	40	19		19	11.4%	8.8	19	
		女	116	84		1	85	73.3%	14				14	13	8		8	9.4%	10.6	4	
		計	349	248	1	3	252	72.2%	62				62	53	27		27	10.7%	9.3	23	
	心 理	男	6	5			5	83.3%	3				3	3	3		0	0.0%			
		女	22	16			17	77.3%	3				3	3	1		1	5.9%	17.0	1	
		計	28	21			22	78.6%	6				6	6	1		1	4.5%	22.0	1	
	児 童 福 祉	男	9	8			9	100.0%	4				4	4	3		0	0.0%			
		女	8	6			6	75.0%	4				4	4	3		3	50.0%	2.0	3	
		計	17	14		1	15	88.2%	8				8	8	3		3	20.0%	5.0	3	
	食 品 衛 生	男	10	8			8	80.0%	5				5	5	2		2	25.0%	4.0	1	
		女	14	14			14	100.0%	3				3	3	2		2	14.3%	7.0	2	
		計	24	22			22	91.7%	8				8	8	4		4	18.2%	5.5	3	
	農 業	男	23	17			17	73.9%	9				9	9	3		3	17.6%	5.7	3	
		女	9	7			7	77.8%	1				1	1	1		1	14.3%	7.0	1	
		計	32	24			24	75.0%	10				10	10	4		4	16.7%	6.0	4	
	林 業	男	7	6	1		7	100.0%	2	1			3	3	2		2	28.6%	3.5	2	
		女	1				0	0.0%													
		計	8	6	1		7	87.5%	2	1			3	3	2		2	28.6%	3.5	2	
	水 産	男	11	10			10	90.9%	6				6	6	1		1	10.0%	10.0	1	
		女	1	1			1	100.0%	1				1	1	1		1	100.0%	1.0	1	
		計	12	11			11	91.7%	7				7	7	2		2	18.2%	5.5	2	
	農 業 土 木	男	8	6			6	75.0%	4				4	4	2		2	33.3%	3.0	1	
		女	2	1			1	50.0%	1				1	1	1		0	0.0%		1	
		計	10	7			7	70.0%	5				5	5	2		2	28.6%	3.5	1	
土 木	男	49	34			41	83.7%	13				16	15	6		1	17.1%	5.9	6		
	女	1	1			1	100.0%	1				1	1	1		1	100.0%	1.0	1		
	計	50	35			42	84.0%	14				17	16	7		8	19.0%	5.3	7		
建 築	男	11	5		1	6	54.5%	5		1		6	1	1		1	16.7%	6.0	1		
	女	9	6			6	66.7%	6				6	2	1		1	16.7%	6.0	1		
	計	20	11		1	12	60.0%	11		1		12	3	2		2	16.7%	6.0	2		
化 学	男	36	29			29	80.6%	11				11	8	3		3	10.3%	9.7	3		
	女	12	10			10	83.3%	4				4	4	3		3	30.0%	3.3	2		
	計	48	39			39	81.3%	15				15	12	6		6	15.4%	6.5	5		
原 子 力	男	8	7			7	87.5%	3				3	3	1		1	14.3%	7.0	1		
	女	1	1			1	100.0%					0									
	計	9	8			8	88.9%	3				3	3	1		1	12.5%	8.0	1		
埋蔵文化財保護	男	11	10			10	90.9%	5				5	5	1		1	10.0%	10.0	1		
	女	2	2			2	100.0%	1				1	1	1		0	0.0%				
	計	13	12			12	92.3%	6				6	6	1		1	8.3%	12.0	1		
警 察 事 務	男	47	39		1	40	85.1%	9				9	8	2		2	5.0%	20.0	2		
	女	47	25		1	26	55.3%	6				6	5	4		4	15.4%	6.5	4		
	計	94	64		2	66	70.2%	15				15	13	6		6	9.1%	11.0	6		
合 計	男	469	348	2	4	362	77.2%	127	1	1	3	132	114	43	0	44	12.2%	8.2	41		
	女	245	174	0	2	177	72.2%	45	0	0	0	45	39	25	0	25	14.1%	7.1	20		
	計	714	522	2	6	539	75.5%	172	1	1	3	177	153	68	0	69	12.8%	7.8	61		

第 1 次試験：6 月 28 日 第 2 次試験：7 月 26 日～29 日

試験 種類	試験区分	採用予定 人 員	性 別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H22.5.1現在			
					計					計					計									
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒			その他		
高 校 卒 業 程 度	一般事務	5	男	26			9	14	23	88.5%			4	6	10		1	2	3	13.0%	7.7	2		
			女	14			11	2	1	14	100.0%	2				2		2	2	14.3%	7.0	2		
			計	40			11	11	15	37	92.5%	2	4	6	12	12		1	2	5	13.5%	7.4	4	
	土木	6	男	7				3	4	7	100.0%				2	4	6		2	2	4	57.1%	1.8	2
			女	8					7	7	87.5%				6	6	5		2	2	2	28.6%	3.5	2
			計	15				3	11	14	93.3%			2	10	12	10		2	4	6	42.9%	2.3	4
	学校事務 (出雲地区)	12	男	110	51		5	20	15	91	16	1	2	4	23	3	2	1	7	7.7%	13.0	7		
			女	107	42		22	16	8	88	82.2%	7	1		8	7	4	1	5	5.7%	17.6	4		
			計	217	93		27	36	23	179	82.5%	23	2	4	31	27	7	3	1	12	6.7%	14.9	11	
	学校事務 (石見地区)	3	男	23	15		3	2	20	87.0%	7		1		8	1			1	5.0%	20.0	1		
			女	12	6		2	1	1	10	83.3%	1	1		2	2	1		2	20.0%	5.0	2		
			計	35	21		2	4	3	30	85.7%	8		2	10	10	2	1	3	10.0%	10.0	3		
	警察事務	3	男	10			1	5	4	10	100.0%		1	3	6		1		1	10.0%	10.0	1		
			女	18			7	9		16	88.9%	4	1		5	4		1	2	12.5%	8.0	2		
			計	28			8	14	4	26	92.9%		5	4	2	11	10	2	1	3	11.5%	8.7	3	
合計		29	男	176	66		6	40	39	151	23	2	12	16	53	4	3	4	5	16	10.6%	9.4	13	
			女	159	48		42	28	17	135	84.9%	8	7	2	6	23	20	5	4	2	13	9.6%	10.4	12
			計	335	114		48	68	56	286	85.4%	31	9	14	22	76	69	9	7	6	7	29	10.1%	9.9

第1次試験：9月28日 第2次試験：10月26日～10月28日

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H22.5.1現在
					計					計					計						
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他			
地区別	一般事務 (石見地区)	2	男	77	38		1	12	51	66.2%	10			9	2			2	3.9%	25.5	2
			女	37	16		6	4	26	70.3%	2	2		4			0	0.0%			
			計	114	54		6	16	77	67.5%	12	2	2	13	2		2	2.6%	38.5	2	

第1次試験：11月15日 第2次試験：12月13日

試験 種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H22.5.1現在		
					計					計					計								
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他					
資 格 免 許 職	司書	1	男	7	4				4	57.1%	1			1									0
			女	23	11	5			16	69.6%	6				6	1		1	6.3%	16.0	0		
			計	30	15	5			20	66.7%	7				7	6	1	1	5.0%	20.0	0		
	臨床検査技師	3	男	2	2				2	100.0%	2				2			2	100.0%	1.0	2		
			女	3	2		1		3	100.0%	1		1	2	2	1	1	33.3%	3.0	0			
			計	5	4		1		5	100.0%	3		1	4	4	3	3	60.0%	1.7	2			
	精神保健福祉士	2	男	7	6				6	85.7%	5				5			1	16.7%	6.0	1		
			女	4	3		1		4	100.0%	2			2	2	1	1	25.0%	4.0	1			
			計	11	9		1		10	90.9%	7			7	7	2	2	20.0%	5.0	2			
	診療放射線技師	3	男	10	5	2			9	90.0%	4	1			7	2		1	33.3%	3.0	3		
			女																				
			計	10	5	2			9	90.0%	4	1		2	7	2	1	3	33.3%	3.0	3		
	保健師	6	男																				
			女	25	17	5			22	88.0%	12	3			14	4	2	6	27.3%	3.7	4		
			計	25	17	5			22	88.0%	12	3			14	4	2	6	27.3%	3.7	4		
	作業療法士	1	男	3	1				3	100.0%								0	0.0%				
			女	1	1				1	100.0%					1		1	100.0%	1.0	1			
			計	4	2		2		4	100.0%					1		1	25.0%	4.0	1			
	合計		16	男	29	18	2	0	4	24	82.8%	12	1	0	2	15	5	0	1	6	25.0%	4.0	6
				女	56	34	10	0	2	46	82.1%	21	3	0	1	25	8	2	0	10	21.7%	4.6	2
				計	85	52	12	0	6	70	82.4%	33	4	0	3	40	13	2	0	16	22.9%	4.4	8

第1次試験：9月28日 第2次試験：10月26日～10月28日

【作業療法士】：1月31日実施

試験 種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第 1 次試験合格者数 (C)				第 2 次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H22.5.1現在		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他
警 察 官	大卒 (10月採用)	20	男	128	85				66.4%	57				57	56	23			23	27.1%	3.7	20	
		2	女	8	4				50.0%	3				3	3	2			2	50.0%	2.0	2	
		22	計	136	89				65.4%	60				60	59	25			25	28.1%	3.6	22	
	大卒	27	男	361	224				62.0%	86				86	72	33			33	14.7%	6.8	20	
		2	女	61	24				39.3%	7				7	6	2			2	8.3%	12.0	2	
		29	計	422	248				58.8%	93				93	78	35			35	14.1%	7.1	22	
	高卒程度	12	男	133		4	74	25	77.4%		1	24	8	33	32		1	14	2	16.5%	6.1	16	
		2	女	29		6	13	2	72.4%		1	4	2	7	7			2	1	3	14.3%	7.0	3
		14	計	162		10	87	27	76.5%		2	28	10	40	39		1	16	3	20	16.1%	6.2	19
	武道 A (大卒)	1	男	4	4				100.0%	3				3	2	1			1	25.0%	4.0	1	
		1	女	4	4				100.0%	3				3	2	1			1	25.0%	4.0	1	
武道 B (高卒程度)	1	男	0																				
	1	女	0																				
合計	61	男	626	313	4	74	25	416	66.5%	143	1	24	8	176	160	57	1	14	2	74	17.8%	5.6	57
	6	女	98	28	6	13	2	49	50.0%	10	1	4	2	17	16	4	0	2	1	7	14.3%	7.0	7
	67	計	724	341	10	87	27	465	64.2%	153	2	28	10	193	176	61	1	16	3	81	17.4%	5.7	64

大卒試験(10月採用) ……第1次試験：5月10日、第2次試験：6月21日～23日

大卒試験 ……第1次試験：7月12日、第2次試験：8月23日～26日

高卒程度試験 ……第1次試験：9月20日、第2次試験：11月1日～2日

武道 A 試験 ……第1次試験：7月12日、第2次試験：8月22日～23日

武道 B 試験 ……第1次試験：9月20日、第2次試験：10月31日～1日

(4) 昇任試験

a 試験実施概要

試験の 種 類	区 分	受 験 資 格	試 験 日 程			試 験 内 容	
			試験実施 通 知 日	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 1 次試験	第 2 次試験
警 部 昇任試験	一 般	警部補として勤務した期間が 4 年以上の者	7 月 8 日	(法学試験) 9 月 14 日 (1 次試験) 10 月 15 日	12 月 14 日	(法学試験) 勤務成績等評定 筆記試験 3 科目 (一次試験) 筆記試験 5 科目 勤務成績等評定	口 述 試 験 術 科 試 験
警 部 補	一 般	巡査部長として勤務した期間が 4 年（大卒者にあつては 2 年）以上の者	7 月 8 日	(予備試験) 9 月 15 日 (1 次試験) 10 月 13 日	12 月 4 日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式 50 問 (1 次試験) 筆記試験 8 科目 勤務成績等評定	口 述 試 験 術 科 試 験
	専 門	巡査部長として勤務した期間が 8 年以上の者で、年齢 40 歳以上の者	7 月 8 日	10 月 13 日	12 月 9 日	筆記試験 5 科目 勤務成績等評定	口 述 試 験 術 科 試 験
巡査部長 昇任試験	一 般	巡査として勤務した期間が 4 年（大卒者にあつては 2 年）以上の者	7 月 8 日	(予備試験) 9 月 16 日 (1 次試験) 10 月 14 日	12 月 7 日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式 50 問 (1 次試験) 筆記試験 8 科目 勤務成績等評定	口 述 試 験 術 科 試 験
	専 門	巡査として勤務した期間が 12 年（大卒者にあつては 8 年）以上の者で、年齢 35 歳以上の者	7 月 8 日	10 月 14 日	12 月 9 日	筆記試験 5 科目 勤務成績等評定	口 述 試 験 術 科 試 験

b 試験実施結果

試験の種類	区分	申込 者数	予 備 試 験			第 1 次 試 験			第2次 試験合 格者数	最 終 合格率	昇 任 者 数
			受 験 者 数	受験率	合 格 者 数	受 験 者 数	受験率	合 格 者 数			
警部昇任試験	一般	人 162	人 157	% 96.9	人 85	人 83	% 97.6	人 26	人 13	% 15.7	人 13
警 部 補 昇 任 試 験	一般	※ 163	※ 161	98.8	72	101	100.0	46	33	32.7	31
	専門	5	—	—	—	5	100.0	3	1	20.0	1
	計	※ 168	※ 161	98.8	72	106	100.0	49	34	32.1	32
巡 査 部 長 昇 任 試 験	一般	※ 235	※ 235	100.0	102	119	100.0	52	39	32.8	39
	専門	16	—	—	—	15	93.8	6	3	20.0	3
	計	※ 251	※ 235	100.0	102	134	99.3	58	42	31.3	42
合 計		※ 581	※ 553	95.2	259	323	99.1	133	89	27.6	87

(注) ※印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者29名。巡査部長予備免除者17名)

イ 選 考

(7) 採用選考

a 適用根拠規定状況

規 定 部 局			知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等	計
職 員 任 用 に 関 する 規 則	第 7 条 第 2 号	細則第 3 条第 1 号・ 2 号・ 8 号 (行政職 3 級以上・ 公安職 4 級以上)	人 5 (5)	人 —	人 1	人 11 (11)	人 3 (3)	人 20 (19)
	第 7 条 第 3 号	細則第 3 条第 3 号 (海事職)	—	—	—	—	—	—
	第 7 条 第 4 号	細則第 3 条第 4 号 (研究職の 2 級以上)	—	—	—	—	—	—
	第 7 条 第 5 号～ 7 号、 9 ～ 11 号	細則第 3 条第 5 号～ 7 号、 9 ～ 11 号 (医療職)	7	1	—	—	—	8
	第 7 条 第 5 号	(他の地方公共団体又は国の在職者)	2 (2)	—	—	4 (4)	—	6 (6)
	第 7 条 第 6 号	(かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—
	第 7 条 第 7 号・ 8 号	(競争試験を行うことが不適当な職)	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に 関する法律第 3 条		—	—	—	—	—	—
	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用 等に関する法律第 3 条		—	—	—	—	—	—
合 計		12 (7)	1	1	15 (15)	3 (3)	32 (25)	

(注) () 内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

部 局 職 種		知事部局	病 院 局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
行 政 職	部 ・ 次 長 級	1		1			2
	課 長 級	2			1		3
	ク ^ラ グループ ^リ リーダー						
	企 画 員					1	1
	主任・主任主事・主任技師 ・主事・技師級	4				2	6
	計	7		1	1	3	12
公 安 職	警 視				5		5
	警部・警部補級				5		5
	巡 査 部 長				4		4
	巡 査						
	計				14		14
海 事 職							
研 究 職	学 芸 員						
	研 究 員						
医 療 職 (一)	医 師	5	1				6
医 療 職 (二)	獣 医 師	2					
医 療 職 (三)							
任期付研究員							
合 計		14	1	1	15	3	34

c 公開選考試験実施結果 (a又はbの一部)

試験 種類	試験区分	採用予定 人 員	性 別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H22.5.1現在	備考
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				
選 考 試 験	研究員 (金属材料、電気・電子)	2	男	12	9			1	10	6			6			2	20.0%	5.0	2	1次:6/28 ~6/30		
			女	1	1				1	1			1			0	0.0%			2次:8/2		
			計	13	10			1	11	7			7			2	18.2%	5.5	2			
	文化財研究員 (日本民族学)	1	男	18	14				14	3			3			1	7.1%	14.0	1	1次:6/28 ~6/30		
			女	11	6				6	3			3			0	0.0%			2次:8/2		
			計	29	20				20	6			6			1	5.0%	20.0	1			
	獣医師	7	男	3	2				2		第2次試験なし						2	100.0%	1.0	0		
			女	1	1				1						1	100.0%	1.0	1				
			計	4	3				3						3	100.0%	1.0	1	6/28~29実施			
	薬剤師	2	男	1	1				1		第2次試験なし						1	100.0%	1.0	0		
			女																			
			計	1	1				1						1	100.0%	1.0	0				
	身体障害者対象 (一般事務)	2	男	8	1			1	3	37.5%						0	0.0%					
			女	3	1			1	3	100.0%						1	33.3%	3.0	1			
			計	11	2			2	6	54.5%						1	16.7%	6.0	1	12/5実施		
	船舶乗組員 (通信)	1	男	3				1	2	66.7%						1	50.0%	2.0	1			
			女																			
			計	3				1	2							1						
	警備艇乗組員 (機関)	1	男	2				2	100.0%							1	50.0%	2.0	1			
			女																			
			計	2				2	2							1	50.0%	2.0	1	11/8実施		
	看護師 (あさひ診療所)	2	男																			
			女	3				3	3	100.0%						2	66.7%	1.5	2			
			計	3				3	3	100.0%						2	66.7%	1.5	2	3/28実施		
	合計		男	47	27	0	4	3	34	72.3%	9	0	0	9	6	0	1	8	23.5%	4.3	5	
			女	19	9	0	1	4	14	73.7%	4	0	0	4	1	0	0	3	28.6%	3.5	4	
			計	66	36	0	5	7	48	72.7%	13	0	0	13	7	0	1	12	25.0%	4.0	9	

試験 種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 ※2、5、1現在	試験日			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒					高校卒	その他	計
選 考 試 験 （ 病 院 局 ）	看護師	60	男	10	0	7	0	2	9	90.0%	第2次試験なし		0	7	0	2	9	100.0%	1.0	5	8/22～24			
			女	69	11	35	0	18	64	92.8%			11	35	0	18	64	100.0%	1.0	46				
			計	79	11	42	20	73	92.4%	11			42	20	73	100.0%	1.0	51						
	看護師 （2回目）	10	男	2	2	0	0	0	2	100.0%	第2次試験なし		2	0	0	0	2	100.0%	1.0	1	11/28			
			女	2	0	1	0	1	2	100.0%			0	1	0	1	2	100.0%	1.0	2				
			計	4	2	1	1	4	100.0%	2			1	1	4	100.0%	1.0	3						
	助産師	2	男	0	0	0	0	0		第2次試験なし		0	0	0	0	0			0	8/22				
			女	3	1	2	0	0	3			100.0%	1	2	0	0	3	100.0%	1.0		3			
			計	3	1	2		3	100.0%			1	2		3	100.0%	1.0	3						
	助産師 （2回目）	3	男	0	0	0	0	0		第2次試験なし		0	0	0	0	0			0	11/28				
女			1	1	0	0	0	1	100.0%			1	0	0	0	1	100.0%	1.0	1					
計			1	1			1	100.0%	1					1	100.0%	1.0	1							
臨床検査技師	2	男	4	3	1	0	0	4	100.0%	第2次試験なし		1	0	0	0	1	25.0%	4.0	1	10/17～18				
		女	10	5	1	0	1	7	70.0%			1	0	0	1	2	28.6%	3.5	2					
		計	14	8	2	1	11	78.6%	2				1	3	27.3%	3.7	3							
理学療法士	1	男	6	1	0	0	5	6	100.0%	第2次試験なし		0	0	0	1	1	16.7%	6.0	1	10/17				
		女	2	1	0	0	1	2	100.0%			0	0	0	0	0	0.0%	0	0					
		計	8	2		6	8	100.0%					1	1	12.5%	8.0	1							
管理栄養士	1	男	1	0	0	0	0	0	0.0%	第2次試験なし		0	0	0	0	0		0	10/17～18					
		女	32	23	1	0	0	24	75.0%			1	0	0	0	1	4.2%	24.0		1				
		計	33	23	1		24	72.7%	1					1	4.2%	24.0	1							
社会福祉士	1	男	4	4	0	0	0	4	100.0%	第2次試験なし		1	0	0	0	1	25.0%	4.0	1	10/17				
		女	4	4	0	0	0	4	100.0%			0	0	0	0	0	0.0%	0	0					
		計	8	8			8	100.0%	1					1	12.5%	8.0	1							
薬剤師	1	男	0	0	0	0	0		第2次試験なし		0	0	0	0	0			0	1/16					
		女	1	1	0	0	0	1			100.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0		0				
		計	1	1			1	100.0%						0	0.0%	0	0							
臨床心理士	1	男	0	0	0	0	0		第2次試験なし		0	0	0	0	0			0	1/16					
		女	2	2	0	0	0	2			100.0%	1	0	0	0	1	50.0%	2.0		1				
		計	2	2			2	100.0%			1			1	50.0%	2.0	1							

試験 種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B) / (A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格 率 (D) / (B)	最終倍率 (B) / (D)	採用者数 ※2、5、1現在	試験日	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他					
選 考 試 験 （ 病 院 局 ）	経験者看護師	10	男	1	1	0	0	0	1	100.0%	第2次試験なし				1	0	0	0	1	100.0%	1.0	1	6/6
			女	1	0	0	0	1	1	100.0%					0	0	0	1	1	100.0%	1.0	1	
			計	2	1		1	1	2	100.0%					1		1	2	100.0%	1.0	2		
	経験者看護師 （2回目）	10	男	0	0	0	0	0		100.0%	第2次試験なし				0	0	0	0			0	7/12	
			女	1	1	0	0	0	1	100.0%					1	0	0	0	1	100.0%	1.0	1	
			計	1	1				1	100.0%					1			1	100.0%	1.0	1		
	経験者看護師 （3回目）	9	男	0	0	0	0	0		100.0%	第2次試験なし				0	0	0	0			0	9/6	
			女	4	1	2	0	1	4	100.0%					1	2	0	1	4	100.0%	1.0	4	
			計	4	1	2	1	1	4	100.0%					1	2	1	1	4	100.0%	1.0	4	
	経験者看護師 （4回目）	6	男	0	0	0	0	0		100.0%	第2次試験なし				0	0	0	0			0	1/17	
			女	2	1	0	0	1	2	100.0%					1	0	0	1	2	100.0%	1.0	1	
			計	2	1		1	1	2	100.0%					1		1	2	100.0%	1.0	1		
	経験者助産師	2	男	0	0	0	0	0			第2次試験なし				0	0	0	0			0	6/6	
			女	0	0	0	0	0							0	0	0	0			0	0	
			計	0																	0	0	
経験者助産師 （2回目）	2	男	0	0	0	0	0			第2次試験なし				0	0	0	0			0	9/6		
		女	0	0	0	0	0							0	0	0	0			0	0		
		計	0																	0	0		
経験者助産師 （3回目）	2	男	0	0	0	0	0			第2次試験なし				0	0	0	0			0	1/17		
		女	0	0	0	0	0							0	0	0	0			0	0		
		計	0																	0	0		
経験者助産師 （4回目）	2	男	0	0	0	0	0			第2次試験なし				0	0	0	0			0	1/17		
		女	0	0	0	0	0							0	0	0	0			0	0		
		計	0																	0	0		
		男																					
		女																					
		計	0																				
合計		125	男	28	11	8	0	7	26	92.9%				5	7	0	3	15	57.7%	1.7	10		
			女	134	52	42	0	24	118	88.1%				19	40	0	23	82	69.5%	1.4	63		
			計	162	63	50	0	31	144	88.9%				24	47	0	26	97	67.4%	1.5	73		

(イ) 昇任選考

a 級別昇任者数

給料表	部 局	知 事 部 局	病 院 局	企業局、議会、 各委員会等	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計
	級						
行 政 職	9	7人	1人	人	3人	人	11人
	8	13		1	1	1	16
	7	38		1	6	1	46
	6	72	3	2	16	4	97
	5	59	2	5	16	8	90
	4	114	2	2	20	1	139
	3	37	1	3	6	6	53
	2	19	2		5	6	32
	計	359	11	14	73	27	484
公 安 職	9					6	6
	8					6	6
	7					10	10
	6					40	40
	5					45	45
	4					6	6
	3						
	2						
	計					113	113
海 事 職	5						
	4						
	3	1			1		2
	2	1					1
	計	2			1		3
研 究 職	5						
	4	4			2		6
	3	6					6
	2						
	計	10			2		12
医療職(一)	4	1	8				9
	3		3				3
	2	2					2
	計	3	11				14
医療職(二)	7						
	6	1	2				3
	5	2	3				5
	4	2	4				6
	3	6	7				13
	2		2				2
	計	11	18				29
医療職(三)	7		1				1
	6	1	3				4
	5	1	7				8
	4	1	15			1	17
	3		30				30
	2						
	計	3	56			1	60
合 計		388	96	14	76	141	715

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成21年10月14日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、あわせて給与の改定について勧告した。その概要は、次のとおりである。

(7) 報 告

a 職員給与の概況

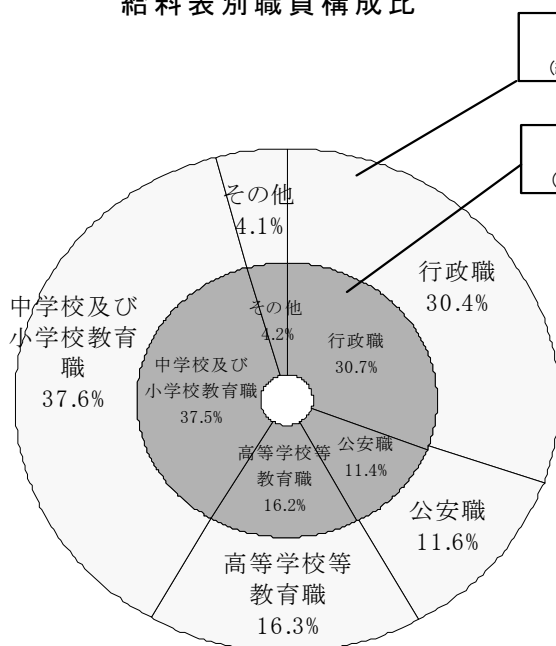
県職員の平成21年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

区 分 給 料 表	職 員 数 (構 成 比)		平 均 年 齢		平 均 経 験 年 数	
	平成 21 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 20 年
行 政 職	3,843 (30.4%)	3,939 (30.7%)	44.3 歳	44.2 歳	22.8 年	22.7 年
公 安 職	1,462 (11.6%)	1,456 (11.4%)	40.2	40.8	19.2	19.9
海 事 職	48 (0.4%)	54 (0.4%)	40.6	42.7	20.7	22.9
研 究 職	248 (2.0%)	246 (1.9%)	43.1	42.9	20.1	19.8
医 療 職 (1)	39 (0.3%)	24 (0.2%)	43.0	46.5	17.4	20.4
医 療 職 (2)	120 (0.9%)	142 (1.1%)	43.7	44.6	20.9	22.0
医 療 職 (3)	69 (0.5%)	70 (0.5%)	44.1	44.6	21.7	22.1
高 等 学 校 等 教 育 職	2,066 (16.3%)	2,077 (16.2%)	43.5	43.3	20.9	20.7
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	4,753 (37.6%)	4,807 (37.5%)	45.0	44.7	22.3	22.0
合 計	12,648 (100.0%)	12,815 (100.0%)	43.9	43.8	21.8	21.7

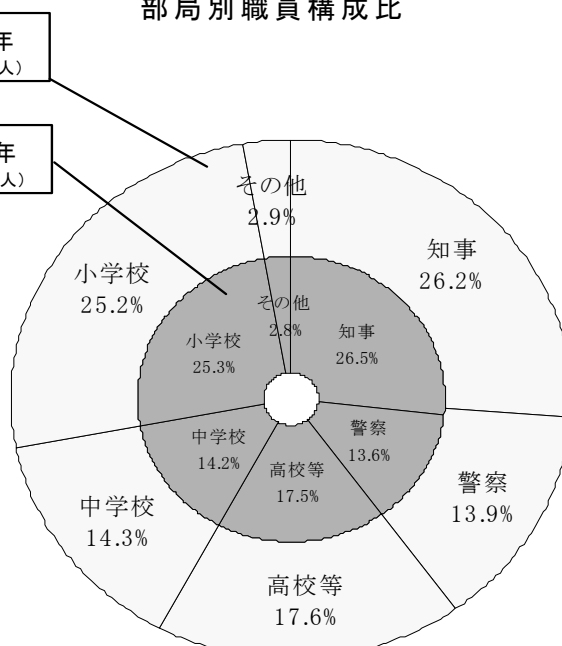
(注)構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比



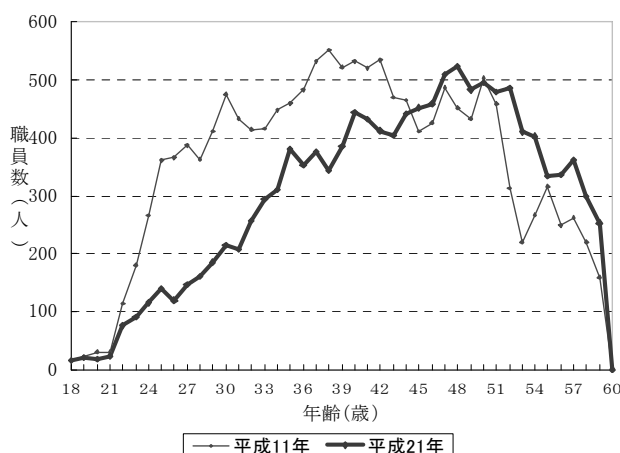
(参考資料第1表)

部局別職員構成比

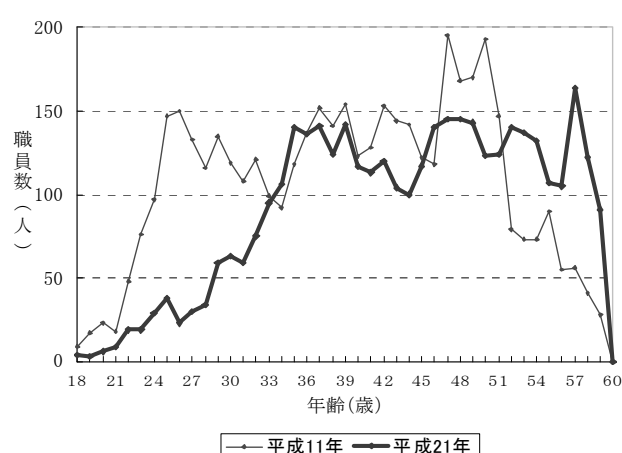


(参考資料第2表)

年齢階層別職員数（全職員）



年齢階層別職員数（行政職）



職員の平均給与月額の状態

区 分 項 目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年
給 料	円 375, 616	円 377, 976	円 353, 262	円 355, 432
管 理 職 手 当	6, 331	6, 270	7, 693	7, 559
扶 養 手 当	11, 699	11, 899	13, 074	13, 211
地 域 手 当	422	312	599	513
住 居 手 当	3, 606	3, 452	2, 353	2, 311
特 地 勤 務 手 当	4, 650	4, 816	3, 434	3, 554
そ の 他	2, 454	1, 907	1, 999	1, 857
合 計	404, 778 (379, 648)	406, 632 (381, 357)	382, 414 (358, 026)	384, 437 (359, 959)

- (注) 1 合計の欄の（ ）は減額措置後の額である。
 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。
 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。
 4 その他は、初任給調整手当等である。

b 民間給与実態調査の概要

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内229の民間事業所のうちから層化無作為抽出法により抽出した126事業所を対象に「平成21年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち121事業所の調査を完了した。

民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、96.0%と引き続き極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,719人及び研究員、医師等職種1,268人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(a) 本年の給与改定等の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は17.2%と昨年（38.0%）に比べて半減し、ベースアップを中止した事業所は35.7%（昨年16.9%）と倍増している。

また、一般の従業員について、定期昇給を実施した事業所の割合は65.5%と昨年（79.7%）

に比べて減少しており、昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 26.0%（昨年 45.4%）と大幅に減少している。さらに、定期昇給を停止した事業所の割合は 15.1%（同 1.7%）と著しく増加している。

民間における給与改定の状況

（単位：％）

項 目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	17.2 (38.0)	35.7 (16.9)	1.2 (0.9)	45.9 (44.2)
課長級	17.8 (25.8)	23.4 (19.2)	1.9 (0.9)	56.9 (54.1)

（注）1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 （ ）内の数字は、平成20年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
			昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし		
係 員	80.6 (81.4)	65.5 (79.7)	26.0 (45.4)	12.7 (16.1)	26.8 (18.2)	15.1 (1.7)	19.4 (18.6)
課長級	67.5 (67.6)	54.6 (64.1)	22.7 (38.5)	12.1 (12.4)	19.8 (13.2)	12.9 (3.5)	32.5 (32.4)

（注）1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 （ ）内の数字は、平成20年の割合である。

(b) 雇用調整の実施状況

平成21年1月以降の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、雇用調整を行った事業所の割合は55.7%と昨年（23.1%）に比べて倍増している。特に、残業の規制、一時帰休・休業、賃金カットを行った民間事業所が大幅に増加するなど、極めて厳しい経営環境にあることがうかがえる。

民間における雇用調整の実施状況

（単位：％）

項目	採用の 停止・抑制	転籍 出向	希望退 職者の 募集	正社員 の解雇	部門整 理・部門 間配転	委託・非 正規社員 へ転換	非正規社員 の契約更新 の中止・解 雇	残業の 規 制	一時帰休 ・休業	ワーク シェア リング	賃金 カット	計
実施 事業所 割合	17.0 (9.6)	2.2 (2.4)	11.3 (4.5)	7.0 (0.0)	4.5 (6.9)	0.0 (1.0)	24.9 (-)	24.6 (4.8)	26.9 (0.9)	2.8 (-)	11.9 (1.0)	55.7 (23.1)

（注）1 各項目は重複回答。計欄は各項目のうちいずれかの雇用調整を行った事業所の割合である。

2 （ ）内の数字は、平成20年の割合である。

c 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で△0.1%、松江市で0.0%であり昨年同時期とほぼ同水準であった。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ157,450円、195,590円及び233,750円となっている。

d 都道府県職員の給与

先に総務省が公表した平成20年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、99.4であった。

本県のラスパイレス指数は、特例条例による給与の減額措置の影響もあり92.9となっており、平成17年度以降は全国最低水準となっている。

都道府県のラスパイレース指数の分布状況

(平成20年 4 月 1 日現在)

指数分布区分	都道府県数
1 0 2 以上	6
1 0 0 以上 1 0 2 未満	1 3
9 8 以上 1 0 0 未満	1 7
9 6 以上 9 8 未満	5
9 4 以上 9 6 未満	3
9 4 未満	3
都道府県平均指数	9 9 . 4
島根県	9 2 . 9

備考 ラスパイレース指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレース方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの

e 職員給与と民間給与との比較

(a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種のものについて行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレース方式）を行っている。

本年 4 月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与373,191円に対して職員給与は減額措置前では384,058円であり、10,867円（2.83%）上回っているが、減額措置後では359,556円であり、逆に13,635円（3.79%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)		較 差 A - B ((A-B)/B×100)
373,191円	減額措置前	384,058円	△ 10,867円 (△2.83%)
	減額措置後	359,556円	13,635円 (3.79%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は 1 (2) の額とは異なっている。

(b) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に於いて、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額3.65月分に相当していた。これは、昨年（4.01月分）より減少しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.25月）を0.60月分下回っている。

なお、特例条例により、期末手当・勤勉手当も連動して減額されており、期末手当・勤勉手当の支給月数から特例条例による減額率分に相当する月数を減じた月数（4.00月分）と比べても、民間の支給割合が0.35月分下回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差 (A - B)
3.65月分	4.25月分	△0.60月分
	(4.00月分)	(△0.35月分)

(注) () 内は、期末・勤勉手当の支給月数（4.25月）から、特例条例の減額率（3～10%）分に相当する月数を減じた場合の月数である。

f むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向並びに特例条例による減額措置が行われていること等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与等について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(a) 月例給について

本県の民間事業所の状況を見ると、ベースアップの中止等の措置を行った事業所や一時帰休・休業等の雇用調整を実施した事業所の割合が昨年に比べて大幅に増加するなど、厳しい経営環境がうかがえる。

また、本年 4 月分の職員給与と民間給与を比較したところ、減額措置前では職員給与が民間給与を上回っており（2.83%）、昨年（2.52%）に比べその較差は拡大した。

一方、国は、月例給については俸給表（医療職（一）及び若年層を除く。）の引下げ改定及び自宅に係る住居手当の廃止を行うこととしている。

このような状況を踏まえ、職員の月例給については以下に述べる改定を行う必要があると判断した。

i 給料表

給料表については、切替に伴う差額の減少により職員の給料水準が段階的に引き下げられているにもかかわらず、前記のとおり県内の民間給与が減額措置前の職員給与を下回り、その較差が拡大し調整を要する状況となっているため、一定の引下げ改定を行う必要がある。

しかしながら、特例条例による給与の減額措置が継続中であり、減額措置後の職員給与が民間給与を下回っている中で、公務への有能な人材の確保や職員の士気の確保の観点等を総合的に勘案する必要があるため、また医師の処遇の確保や、若年層への配慮は国と同様本県においても必要であることから、給料表については、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、給料月額について上記の改定が行われることを踏まえ、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）附則第8項の規定による給料（経過措置額）の算定基礎となる額についても、改定時において引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象として引き下げることとし、その引下げ後の額は、当該算定基礎となる額に行政職給料表の平均改定率（△0.17%）を考慮して定めた100分の99.83を乗じて得た額とする。

また、高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、給料月額及び経過措置額の算定基礎となる額の引下げ改定を行うものとする。^(注)

(注) 国は、平成16年4月の国立大学の法人化に伴い、本県の高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表に相当する俸給表を廃止しているため、当該俸給表にかかる勧告を行っていない。

ii 自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当については、同様の手当を支給している県内民間事業所が少ないこと等から、人事院勧告に準じて廃止することとする。

(b) 期末手当・勤勉手当について

前記のとおり、本県の民間事業所における厳しい経営環境を反映して、民間の特別給の支給割合（3.65月分）は昨年（4.01月分）と比べて大幅に減少（△0.36月分）している。このため職員の期末手当・勤勉手当の支給月数（4.25月分）は民間の支給割合を0.60月分上回っている。

また、特例条例による減額措置により実際に支給されている期末手当・勤勉手当の支給相当月数（4.00月分）で比較した場合においても、民間の特別給の支給割合を0.35月分上回っていることが認められた。

一方、国は、支給月数を0.35月分引き下げ、4.15月分とすることとしている。

本委員会は、職員の士気の高揚や有能な人材確保の観点から、国や他の都道府県の職員との均衡を考慮し、一定の水準を確保しつつも、広く県民の理解を得るために地域の民間事業所における支給実態をより反映したものとする必要があると考えている。

以上の点を総合的に勘案し、本年の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合の減少に合わせ、0.35月分引き下げ3.9月分とすることが適当であると判断した。

なお、引下げに当たっては、平成22年度以降は6月期、12月期の期末手当をそれぞれ0.15月分及び0.1月分引き下げ、勤勉手当についてはそれぞれ0.05月分ずつ引き下げることとす

るが、本年度については、6 月期の期末手当・勤勉手当が支給済みであることから、12 月期の期末手当を 0.25 月分引き下げ、勤勉手当については 0.1 月分引き下げることとする。

また、再任用職員の期末手当・勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き下げることとする。

(c) その他の手当等について

i 時間外勤務手当等

月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の改正が行われ、平成 22 年 4 月から施行されることとなっているが、本県においても人事院勧告に準じて所要の措置を講ずる必要がある。

ただし、代替休制度^(注)の新設については、地方公務員法の改正の動向を注視し、所要の措置を講ずることとする。

(注) 割増賃金率の引上げ分の支給に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇を取得することができる制度。国は、この制度を地方公務員に適用するための地方公務員法の改正を検討している。

ii 特地勤務手当

国は、平成 21 年 3 月にへき地学校等の指定基準を改正したことから、本県においても同基準との均衡を図るため特地公署の指定基準の見直しを検討する必要がある。

iii 教育職員の給与等

平成 19 年 3 月の中央教育審議会（文部科学大臣の諮問機関）の答申「今後の教員給与の在り方について」において、教員に特有の手当等について見直しの必要性が指摘されたことを受け、文部科学省はメリハリを付けた教員給与体系の推進を図ることとしており、本年度も引き続き文部科学省予算において、義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減が措置されたところである。

教員給与の見直しについては、本県においても今後とも国の動向を注視しつつ、職務や実績に見合った教育職員の処遇により教育の質の向上を図る観点から、適時適切に改定を行っていく必要がある。

(d) 改定に伴う調整について

今回の報告では国に準じて月例給の引下げ改定を行うこととしている。このような場合、本来であれば国が行う年間調整と同様の調整を行うことが適当であるが、職員給与について特例条例による減額措置が行われており、その影響で実際の職員給与の支給水準が民間給与を下回っていること等から、今回については上記の調整の実施を見合わせることもやむを得ないとする。

(e) 人事管理上の課題について

i 人材の確保・育成

いよいよ地方行政の重要性が増す中で、地方が主体的に良質な行政サービスを提供するためには、複雑かつ高度化する行政課題に的確に対処できる高い資質と使命感を有する優秀な人材を確保する必要がある。

また、民間等異業種経験者、高度な専門的知識を有する者など多様な人材の確保も必要である。

このため、職員採用にあたっては、論理的思考力、応用力、企画力、創造力、交渉力といった能力や、行政課題を的確に捉え即座に挑戦する情熱などをより重視していく必要がある。

また、職員採用試験における応募者数は、採用予定者数の増減により多少の変動はあるものの、受験年齢人口の減少、民間企業志向、採用者数の抑制等により減少傾向にあり、人材確保上厳しい状況が続いている。

採用試験の実施に当たっては、県民のニーズに対応できるよう、年齢要件等の更なる拡大や、募集方法・広報活動の充実などに努めるとともに、引き続き、有能な人材を確保するための試験制度の見直し・改善に取り組む必要がある。

一方、大幅な人員削減への取り組みが行われている状況にあつて、県民の期待と信頼に応えていくためには、個々の職員の意識改革と職員一人ひとりの能力開発がこれまで以上に重要になっている。

このため「島根県人材育成基本方針」に基づく、職員の資質向上のための研修や職場ぐるみの人材育成など具体的施策を確実に実施し、公務員としての使命感や責任感を醸成するとともに政策形成能力やコミュニケーション力など、業務を推進する上で必要な能力を更に向上させていく必要がある。

ii 能力・実績に基づく人事管理

職員の公務に対する意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、能力・実績に基づく人事管理を推進する必要がある。

そのための基礎となるツールとしての人事評価制度は、職員の能力を的確に評価し、その結果を処遇に反映できるものでなければならない。

本県においては、人事評価制度は導入されているものの、管理職以外の一般行政職員及び教育職員については、評価結果が処遇に反映される仕組みとなっていない。

国においては、今年度から新たな人事評価制度が導入され、評価結果を昇任、昇給・勤勉手当などの給与、免職や降任などの分限処分、人材育成などに広く活用していくこととしている。

各任命権者においては、国の制度等も参考にしながら、人事管理の基礎として活用し得る効果的な人事評価制度を早急に整備し、有効に活用されることが求められる。

iii 女性職員の登用

県政の推進にとって、女性職員の果たす役割が大変重要となっている。

女性職員の管理職への登用については、病院職員・教育職員・警察職員を除く管理職のうちの女性職員の割合は、平成19年度の2.6%が平成21年度には4.2%となるなど、年々向上してはいるが、引き続き意思形成過程への参加機会の充実や管理職への積極的登用などに取り組んでいく必要がある。

同時に、女性は、家事や育児等家庭生活における負担が大きいことから、各職場においては、仕事と生活の調和を積極的に推進し、女性が職務に専念できる環境を一層整備していく必要がある。

iv 両立支援の推進

仕事と生活の調和の推進は、職員が仕事に取り組む意欲を向上させつつ、家庭生活における責任を担うという観点から、重要な課題である。

本県においては、これまで育児・介護のための休暇や、育児休業制度等両立支援のための各種制度を整備してきたところであり、任命権者はこれらを有効に活用していく必要がある。

特に、男性職員の育児休業等の取得促進は、男性の子育て参加の最初の重要な契機となるとともに、女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減するための重要な取組みである。任命権者においては、対象職員に対して個別に制度説明を行う等、周知を図る取組みが行われているところであるが、今後も、管理監督者を中心として、職場における育児休業等が取得しやすい環境づくりに引き続き努めるとともに、組織全体として対象職員に対する一層の支援を図る必要がある。

本年、人事院は仕事と生活の調和の推進の観点から、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行うとともに、育児を行う職員の超過勤務の免除の制度及び介護のための短期休暇の制度の導入並びに子の看護休暇の期間等の拡充について措置していくことに言及した。

本県においても、両立支援はとりわけ重要な課題であることから、今後、国の動向を注視しつつ所要の措置を講じていく必要がある。

v 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持、仕事と生活の調和及び公務能率の確保を図る上での重要な課題である。

任命権者においても、時間外勤務の縮減を重要な課題と位置づけており、縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等の様々な取組みが行われているところであるが、一人当たりの年間 時間外勤務は、近年ほぼ横ばいの状態となっている。

本県では、平成21年4月より1日の勤務時間を7時間45分、1週間の勤務時間を38時間45分に短縮したところであるが、管理監督者は、職員それぞれの在庁時間、業務負荷の実態や、休暇取得の状況等を常に適切に把握する等マネジメント能力を一層向上させ、効率的な業務運営を図ることにより時間外勤務の縮減に努める必要がある。

また、職員一人ひとりにおいても、日々の業務の効率化に努めるとともに、自己の働き方を常に見直し、改善していく必要がある。

vi メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は、職員が高い士気を持って能力を十分に発揮するために、また、職員個人や家族の充実した生活を確保するために、極めて重要な課題である。

任命権者においては、研修の受講機会の拡大や、専門医師・臨床心理士によるストレスカウンセリング等の継続した取組みが行われており、また、昨年9月には、平成20年度からの3か年を計画期間とする新たな「島根県職員心の健康づくり計画」が策定されたところ

ろである。

しかしながら、休職者の総数に占める精神疾患を原因とする者の割合は依然として高いものとなっている。

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今において心の健康を保持するためには、まず、職員一人ひとりが心の健康に関する正しい知識を持ち、その理解を深めることが重要である。このため、任命権者は、職員自らがストレスに早期に気付き、対処することができるための知識や情報を、より一層積極的に提供していく必要がある。

また、所属においては、職員同士がお互いにコミュニケーションを図りながら助け合う職場環境づくりが重要である。特に管理監督者は、メンタルヘルス対策が自らの重要な職責であることを認識して、職員の日々の勤務状況や健康状態を十分把握し、職員が気軽に相談できる雰囲気をつくる等の予防対策を行うことが重要である。

一方、メンタルヘルス対策は、一個人や一所属のみの問題ではなく、組織全体の問題であることから、引き続き人事部門・健康管理部門・研修部門が一層の連携を図り、相談体制の整備や研修等の予防対策、復職後の支援に継続して取り組み、より実効性を高めていく必要がある。

vii 退職管理～高齢期の雇用問題～

公的年金の支給開始年齢が60歳から65歳へと段階的に引き上げられることに伴い、平成25年度以降、年金支給開始までの間に職員が無収入となる期間が発生することとなる。

人事院では、公務能率を確保しながら65歳までの職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引き上げに合わせて定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当とし、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策など検討すべき諸課題への対応を早急に進めることとしている。

本県においても、国等の動向や本県の人員削減計画等を踏まえながら、高齢期の雇用のあり方について検討を始める必要がある。

(f) 勧告実施の要請について

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるためのものとして、県民の理解と支持を得て定着し、行政運営の安定に寄与してきている。

現在、危機的な状況にある県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

一方、現在行われている特例条例による給与の減額措置は、県財政が極めて厳しい状況下でのやむを得ない措置であるとはいえ、職員の生活や士気に与える影響が極めて大きく、可能な限り早期に本来あるべき給与水準が確保されることを期待するものである。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請する。

(g) 勧 告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

a 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表（医療職給料表（1）を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

(b) 諸手当

i 住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住する職員（県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員を含む。以下同じ。）に対する住居手当は、廃止すること。

ii 期末手当及び勤勉手当について

(i) 平成21年度の支給割合

○ 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分（特定幹部職員にあっては、1.05月分）、勤勉手当の支給割合を0.625月分（特定幹部職員にあっては0.825月分）とすること。

○ 再任用職員については、平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を0.65月分

(特定幹部職員にあっては、0.55月分)、勤勉手当の支給割合を0.35月分(特定幹部職員にあっては0.45月分)とすること。

(ii) 平成22年度の支給割合

○ 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.15月分及び1.4月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.95月分及び1.2月分)、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分ずつ(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.875月分ずつ)とすること。

○ 再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6月分及び0.75月分(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.5月分及び0.65月分)、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.35月分ずつ(特定幹部職員にあっては、それぞれ0.45月分ずつ)とすること。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

(b) 期末手当について

i 平成21年度の支給割合

平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

ii 平成22年度の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.6月分とすること。

c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の特定任期付職員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

(b) 特定任期付職員の期末手当について

i 平成21年度の支給割合

平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

ii 平成22年度の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.6月分とすること。

d 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第76号)、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第77号)及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第78号)の改正
平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(この改定の実施の日において次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が次の表の号給欄に掲げる号給であるもの、医療職(1)給料表の適用を受ける職員又は第2号任期付研究員(以下「減額改定対象外職員」という。))以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則等で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から24号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
公安職給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から44号給まで
	3 級	1 号給から32号給まで
	4 級	1 号給から16号給まで
海事職給料表	1 級	1 号給から68号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
研究職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
医療職給料表（2）	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
医療職給料表（3）	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から40号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
高等学校等 教育職給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から32号給まで
中学校及び小学校 教育職給料表	1 級	1 号給から52号給まで
	2 級	1 号給から44号給まで
	特 2 級	1 号給から 4 号給まで
第 1 号任期付研究員 に適用される給料表	-	1 号 給
特定任期付職員 に適用される給料表	-	1 号 給

e 改定の実施時期

これらの改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、a の (b) の ii の (ii)、b の (b) の ii 及び c の (b) の ii については、平成22年4月1日から実施すること。

（別記第 1，第 2 及び第 3 省略）

(3) 勤務条件に関する要求の状況

平成 21 年度中において 2 件の措置要求があり、いずれも係属中である。

また、前年度より係属中の 4 件の事案については、却下 2 件、取下げ 1 件、係属中が 1 件である。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況平成 21 年度中において 2 件の不服申立があり、いずれも係属中である。

また、係属中の事案はなかった。